

IV-291 大阪湾総合整備の長期構想について

運輸省第三港湾建設局 正員 加藤雅啓

運輸省第三港湾建設局 正員 國田 治

運輸省第五港湾建設局 正員 油谷進介

1. はじめに

わが国が継続的發展を図るためには、大阪湾沿岸域に東京圏と競争できる全国的、世界的な中枢圏域、それも経済、文化を中心とした我が国第2の中枢圏域を形成し、両地域の交流と競争を促すことが最も効果的かつ現実的である。

その際、大阪湾沿岸域の活性化を図るためには様々な方策が考えられるが、「陸からの要請」と「海からの要請」を総合的、広域的な視点から調整しつつ、適正に開発、利用、保全することを主眼とする大阪湾の総合整備は、大阪湾沿岸域の活性化を先導するための最優先の課題でもある。

このため、大阪湾の総合整備を実施するに際しては、大阪湾全体の将来像を長期的、総合的な視野から見通した構想を作成し、それに基づいて計画的に実施する必要がある。

2. 構想の目標

(1) 構想のフレーム

① 目標年次

本構想は、長期的に大阪湾の将来を見通す必要があることから、21世紀の1/4を経過した西暦2025年を目標年次としている。

② 構想作成範囲(図-1参照)

(2) 構想の目標

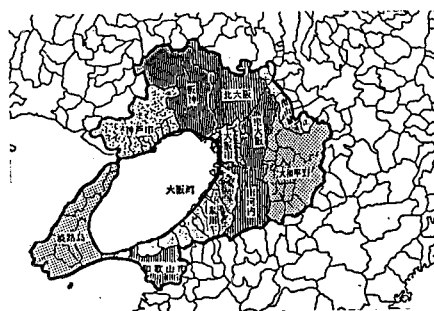
① 大阪湾の現況と課題

大阪湾は、大阪湾沿岸域の活性化を先導する地域とし、その整備が期待されている地域であるが、自然環境や生活環境、産業構造、交通機能、港湾物流機能、水域利用等の様々な問題を抱える地域でもある。

② 構想の目標

大阪湾の総合整備は、上に述べた問題を解決しつつ、大阪湾沿岸域の活性化を先導できるよう実施する必要がある。

このため、本構想においては、「自然と調和した経済・文化の創造・交流空間の形成」、すなわち、「豊かで美しい自然環境と安全で快適・便利な生活環境の形成」、「全国的、世界的な経済・文化の中枢機能を有する臨海部の形成」を目標とした。



【図-1 大阪湾沿岸域及び大阪湾の範囲】

3. 大阪湾総合整備の基本方向

A. 総合整備の考え方として以下の4点を考慮した。

- (1) 大阪湾外(内陸及び周辺湾)との適正な機能分担と連携の強化を進める。
- (2) 大阪湾本来の環境特性に配慮しつつ、環境の回復・創造等環境質の改善を進める
- (3) 大阪湾における空間確保の方針を明確にし、骨格のある空間づくりを基本として、空間利用の複合化と純化を図りつつ、水域・陸域一体の整備を進めることにより、秩序ある空間利用を推進する。この際、一定の区域に分割し、各区域の特性を活かした整備の方向を検討する必要がある。
- (4) 大阪湾内の各地域の発展のために各沿岸自治体間の適正な競争と協調を図る必要がある。

B. 総合整備の基本方向の策定を行った。

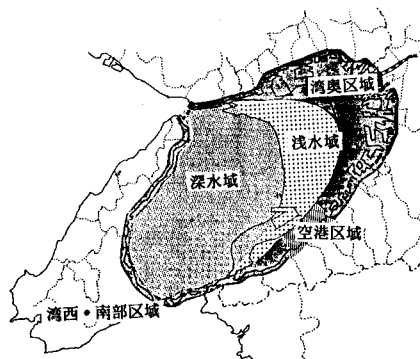
- (1) 区域毎の整備の基本方向を以下のように設定した。

①区域の区分（図－2参照）

②整備の基本方向

ア．湾緑域

湾奥区域においては、「再開発による高質な臨海都市域の形成」をめざすため、「港湾機能の再編成」、「臨海部立地産業の新展開」及び「高質な臨海都市域の形成」を促進する。また、「新人工島造成による先進的な海上都市域の形成」をめざすため、「新たな埋立地の造成」、「先進的な海上都市域の形成」及び「高度な物流拠点の形成（総合物流ターミナルの整備、ポートフリーウェイの整備）」を促進する。



【図－2 各区域の区分図】

空港区域においては、「関西国際空港のゲートシティとしての整備」及び「多様なネットワーク拠点としての整備」を促進する。

湾西・南部区域においては、「豊かな自然環境の保全と利用」及び「湾全域の均衡ある発展をめざした地域活性化」を促進する。

イ．浅水域

本区域については、湾全体の水質改善、沿岸域共用の世界都市機能、シンボル機能や湾内交通網の整備等、沿岸域共通の空間利用を推進する。

ウ．深水域

明石海峡や友が島水道を通しての海水の交換海域であり、大阪湾をはじめ、播磨灘以西の瀬戸内海と太平洋の間の船舶航行ルート、荒天時の大型船の避泊地であるとともに、沿岸漁業の盛んな区域であることから、地形の改変を抑制する。

(2)湾全体に係る整備の基本方向として以下の4点を設定した。

- ①豊かで美しい環境の形成をめざすため、大阪湾の水質の改善を図り、自然環境の保全・再生・創造を促進するとともに、水際線の市民への開放、親水性施設の充実及び「大阪湾・海の辺の道」ネットワークの形成を促進する。
- ②湾内主要地点間や全国、世界と直結する高質、多様な交通・情報通信網の形成をめざすため、交通ネットワークの形成、交通施設用地の確保及び情報通信ネットワークの形成を促進する。
- ③多様な水域利用の実現をめざすため、水域利用の調整及び水産業との共存に努める。
- ④安全・防災対策の充実をめざすため、海上交通の安全確保及び海面上昇への対策を施す。

4．主要プロジェクト

大阪湾の総合整備は、これまでに述べた基本方向に基づき、計画的に進めていく必要がある。しかし中でも総合整備の核となる主要なプロジェクトについては、積極的に推進していく必要がある。

5．構想の推進方策

本構想に基づいた具体的計画の推進を図るために、今後、他機関との調整も含め、具体的な計画の策定が必要となる。その際には以下の4点について検討を加える必要がある。

- ①大阪湾全域の総合整備に関する調査・研究の役割や、広域的機能整備に関する調整・企画立案を総合的に推進する役割をもった新たな体制、組織の整備等、推進体制の確立を図る。
- ②各種法規制の見直しの検討、開発誘導策（インセンティブ）の検討及び開発利益還元のスキームの検討等、推進制度の確立を図る。
- ③本構想、また本構想に基づく具体的計画について、「わが国そして世界初の広域的沿岸域の総合整備計画」としてその位置づけを確立し、特別法の制定をも含めて、国等の予算の優先配分を図る。
- ④具体化のための経済的な技術開発の推進を図る。